

平成28年度 第3回学長選考会議議事要録

日 時 平成28年12月1日（水）9：30～10：30

場 所 事務局1号館2階会議室

出席者 <委員> 石田議長，和泉委員，小畑委員，関委員，村松委員，岩附委員，
三原委員，上田委員，益委員，山田委員，岡田委員
<委員以外> 芝田理事・副学長・事務局長，榎並監事，三矢監事

資 料

- 1 検討の方向性について
- 2 今後の日程

参考資料

1. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議委員名簿
2. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
3. 国立大学法人東京工業大学学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則
4. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則
5. 新たに学長を選考するプロセスと公表
6. 再任審査の今後のプロセスと公表

○ 定足数の確認

委員11名，定足数8名に対して出席者11名で成立。

○ 平成28年度第2回学長選考会議議事要録については，承認済の旨報告。

○ 議題

1. 検討の方向性について

議長から，本日は，前回までの議論を踏まえてさらに議論・確認を行いたい旨の発言があった。

続いて，事務局長から，資料1に基づき，第2回会議での議論を踏まえ，論点を整理したことについて以下の説明があり，その後，意見交換を行った。

- ・任期については，現行（4年プラス2年）に加え，現に学長の職にある者も再立候補してよい旨を定める。ただし，次期学長から適用とする。
- ・意向投票は，2回から1回にすることとし，公開ヒアリングを行ってからその後に投票を行う。
- ・学長選考会議の最終選考の際にもヒアリングを行う。何人をヒアリング対象にする

かは学長選考会議がその都度決めることとする。これにより、現在規定されているところの学長選考会議はさらに二次候補者を追加できる旨は不要と考える。

- ・投票権者については、附属科学技術高等学校の主幹教諭が管理職であるので、これを投票権者に追加する。
- ・意向聴取投票の結果は、学長選考会議が主体的に決めるため、参考にすることにする。
- ・任期に関する定めは学長選考会議の規則ではなく、大学本体の規則のほうに定めるが、その改正については学長選考会議の議を経る旨規定する。
- ・求められる学長像の策定にあたっては、現学長の平成28年度実績に関するヒアリングを終えたのちに求められる学長像を作成したいので、現学長のヒアリングを2月に行い、3月には求められる学長像を議論していくという段取りにしたい。
- ・再立候補できるというのは、まさしく選考のプロセスの手続きのことなので、学長選考会議規則のほうで規定を整理する。
- ・任期に関する規則は、大学の規則として制定する。

(委員からの主な意見)

- ・学内公開のヒアリングという場合、対象者を定義しておかなくてよいのか。
- ・公開ヒアリングは、投票権者をターゲットにしているものの、すべての大学教職員にも聞いていただいてよいと思う。公職選挙法でなはいけれども、街頭演説に近いような形のイメージとして、会場のキャパシティや運営のスムーズ性など現実問題としてあるかもしれないが、あまり縛るという方向ではないほうがいい。

2. その他

議長から、今年度内に学長のヒアリングと求められる学長像の最終案を取り決めて新年度に向かっていきたい旨の発言があった。

続いて、総務部長から、前回は予め議長から学長に資料提出依頼を発出し、これに基づいて学長から事前に資料を提出していただき、この資料を委員に見ていただいて、当日ヒアリングでその内容について確認をしていただく、という手順であったことの説明があり、今回も、業務執行状況の書類の提出を依頼し、次回(2月2日)の学長選考会議ではヒアリングを行うこととなった。

3. 次回開催について

総務部長より、次回は平成29年2月2日(木)13時30分から開催する旨の案内があった。

以 上